

定款 変更の内容

変 更 前	変 更 後
<p>第9章 公告の方法 (公告の方法)</p> <p>第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>	<p>第9章 公告の方法 (公告の方法)</p> <p>第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p> <p><u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</u></p>